

平成 2 2 年 第 4 回 豊 頃 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 2 年 8 月 2 4 日 (火曜日)

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 4 7 号 物品の取得について

◎出席議員 (9名)

1 番 藤 田 博 規 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	4 番 森 一 彦 君
5 番 大 崎 英 樹 君	6 番 大 谷 友 則 君
7 番 長谷川 勝 夫 君	8 番 津久井 精 一 君
9 番 小野木 英 毅 君	

◎欠席議員 (0名)

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	石 田 貢 君
総務課長補佐	佐 藤 孝 夫 君
企画課長	佐 藤 潤 君
会計管理者	高 倉 明 君
住民課長	柄 崎 明 久 君
福祉課長	吉 村 進 君
産業課長	金 川 正 次 君
施設課長	渡 部 邦 生 君
教育委員会教育課長	山 本 芳 博 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長	和 田 宏 樹 君
庶務係 長	渡 辺 良 英 君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成 22 年第 4 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、1 番藤田博規議員及び 2 番松崎政利議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日 1 日に決定しました。

◎ 議案第 47 号

- 小野木議長 日程第 3 議案第 47 号物品の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

- 佐藤企画課長 議案第 47 号物品の取得についてご説明申し上げます。次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

記、1、取得する物品名及び数量、豊頃茂岩デジタルテレビ中継放送所 送受信設備一式のうち日本放送協会（NHK）との共有で豊頃町分の 6 分の 4 を取得しようとするものです。

2、取得の目的であります。平成 22 年 7 月完全移行のテレビ放送のデジタル化に向け、デジタル放送の難視エリアに対応するためのデジタルテレビ中継放送所、送受信設備を町として取得しようとするものです。

3、契約の金額であります。本件取得に係る金額は 1, 226万7, 736円、内消費税に相当する金額は 58万4, 177円となります。

4、契約の方法は、随意契約となります。

5、契約の相手方、東京都渋谷区神南2丁目2番1号、日本放送協会会長 福地茂雄代理人、帯広市西5条南7丁目2番2号、日本放送協会 帯広放送局、局長 堀江威光。

本件送受信設備の取得に関して、ご説明申し上げます。本件事業の名称であります、豊頃茂岩デジタルテレビ中継局整備事業として、本町において、現在運用中の昭和56年に設置されました豊頃茂岩極微小テレビ中継局、主に茂岩栄町・茂岩末広町及び牛首別地区の一部約280世帯を対象として、平成23年7月に予定される地上デジタル放送への完全移行を円滑に進めることを目的として、国費の補助を受けて地上デジタル放送難視エリアの解消を図ろうとするものです。

NHKとの共有財産となることについてであります、本施設はNHKが設置主体となり総工費2, 070万円で既に工事は完成しております。この事業費から、NHK単独分に係るNHK関連の式材及びその設置費用317万4, 661円を差し引いた1, 752万5, 339円が本件の基準となる経費となります。

今後、本設備を本町が取得した後、民放4社、HBC・STV・UHB並びにHTBに係る送受信設備の設置工事が今後予定されます。この民放4社に係る送受信設備整備は、本件で整備された送受信設備の中に設置しようとするものであります。

よって、NHKとしては民放4局及びNHK2局の計6局のうち、民放4局に関わる比率6分の4については、関係自治体への負担を求めており、本件に係る取得経費1, 226万7, 736円は、先に説明いたしました本件の基準となる経費1, 752万5, 339円の6分の4に相当する金額であります。

なお、本件取得に係る金額は、先に述べた豊頃茂岩デジタルテレビ中継局整備事業により2分の1の国費による補助が613万3, 000円を受けるとともに、補助残となる613万4, 736円は過疎債を充当することになっており、これに係る過疎債償還額並びに利子及びこれらに係る町の自己負担分については、今後5年間で民放4社から豊頃町に支払われることとなっております。

一部説明が重複いたしますが、本件送受信設備を豊頃町が取得した時点で、改めて民放4社に係る送受信設備の設置工事が今後予定され、この工事も豊頃茂岩デジタルテレビ中継局整備事業として国費の補助を受けるとともに、本件取得経費の内訳と同様に、補助残に係る過疎債の利子並びに償還額及びこれらに係る町の自己負担額については民放4社が負担することになっております。

次に説明第1号の図1をご覧頂きたいと思っております。これは、豊頃茂岩デジタルテレビ中継放送所の位置図をご覧いただきたいと思っております。

位置図に番号で表示されておりますが、まずは図に示す番号2が受信装置となり茂岩49番地1の町有地に設置されております。十勝川温泉方向から送信される地上デジタル放送6波、NHK2波と民放4波を受信し、各電波を増幅した上で図に示す番号3の光ケーブルによる伝送路420メートルを介して、茂岩末広町17番地1の町有地に位置する図で示す番号1の送信装置に送られ、図で示す編みかけのエリアをカバーすることになります。

次の図2をご覧頂きたいと思っております。図2には、送信所並びに受信所のアンテナ等の設置の説明のための図面でございますが、番号1の送信装置には小さなアンテナが併設されておりますが、これは電源設備ということで通常電源の確保並びに落雷対策、非常時のための充電器、バッテリー一等が配備されております。

同様に、図3は豊頃茂岩デジタルテレビ中継放送所機器概要図として、送信所機器としての送信箱・蓄電池箱及び電源箱並びに受信所機器としての光送信箱の整備内容でありますので参考までにご覧いただきたいと思っております。

なお、取得後の維持管理費につきましては、NHKが6分の2、本町が6分の4、この割合で維持管理費をそれぞれ負担することが予定されております。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番大崎議員

●5番大崎議員 内容については、技術面は分かりませんが、現状のアナログの送信とか受信とかの位置についてよろしいですか。それから、網掛けのところが将来のデジタルテレビの中継のエリアという説明ですが、現在のアナログでの難視的な部分があるんですが、その辺についての解決策というのは、これでクリアできるのかどうかというところを参考までにお聞きしたい。

●小野木議長 答弁 佐藤企画課長

●佐藤企画課長 ご説明をさせていただきます。アナログの送信所或いは受信所と今回新たに設置された送受信所のそれぞれの位置関係と言うことであれば、ほぼ同じ位置に設置されております。なお、アナログ放送については今送信されておまして、9月以降デジタル放送とアナログ放送と両方送信される時期が一定期間ありまして、その後、デジタルに完全移行する予定です。それと既にアナログにおける難視ということでございますが、私ども押さえているところでは、このエリアの山際にお住みの方で、真下に電波が届きづらいということで把握している部分が何件かございます。道路を挟む栄町、末広側について難視として扱うべき世帯がほとんどないという認識でございまして、現在平行して進めております ICT による緊急対策事業、ブロードバンドと併せて実施しておりますが、これにおいて何件かは ICT 事業の方で救うということで進めております。以上でございます。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

7 番長谷川議員

●7 番長谷川議員 機械のことですから、年配の人には非常に分かりにくい訳ですよね。例えば、アナログだとか、デジタルだとかだけでも理解しにくい部分があると思います。この地域には、そういう方々が多く住まわれているのではないかと思います。そういう人方に対してきめ細かな説明など手助けする必要があるのではないかと思いますけれど、その点についてはどのように取り組むのかつもりでしょうか。

●小野木議長 答弁 佐藤企画課長

●佐藤企画課長 先ほど申し上げましたとおり、アナログと地上デジタルの電波が平行して一定期間送られると。いずれは、完全に地上デジタルに移行する形になります。そういった意味では、目安は来年の7月になりますが、完全デジタルに移行するまではアナログも送信されます。ただその間に不都合等があれば、私どもの方で直接個々に訪問して、ご理解を頂く或いは現状の問題点を解決するという事を予定させていただいております。以上です。

●小野木議長 ほかにありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで平成22年第4回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時16分 閉会